

# 消防団を巡る動き

## 地域防災室・総務課

### 1 はじめに

消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化等について強力に取り組んでいるところです。

### 2 消防団員数の速報及び総務大臣感謝状の贈呈

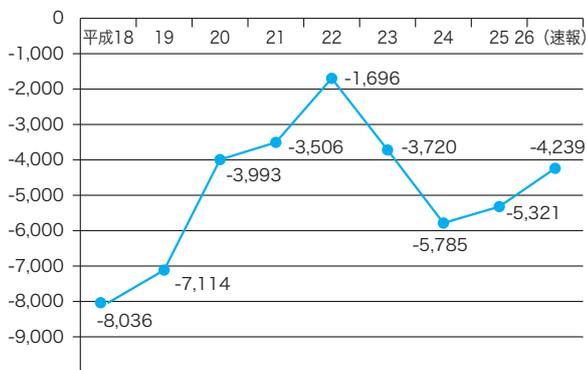
消防庁は、平成26年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめました。

昨年は12月に公表しましたが、昨年11月に各首長あてに消防団員確保のため、総務大臣から書簡を発送したこともあり、速報値として6月20日に公表しました。

消防団員数（平成26年4月1日現在速報）

		H26.4.1	H25.4.1	増減
消防団員数		864,633	868,872	▲4,239
性別	男性	842,998	848,087	▲5,089
	女性	21,635	20,785	850
(参考)	地方公務員	61,458	61,111	347
	郵政	5,686	5,401	285
	学生	2,656	2,417	239

消防団員数 前年比較



※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日）により集計している。

※消防団員数については、例年12月頃公表しているところであるが、昨年11月に消防団への加入促進を働きかける総務大臣書簡を発送したことなどを踏まえて総務大臣感謝状を贈呈することとしたため、今回速報値を把握したものである。

都道府県別消防団員数（速報値）

都道府県名	平成26年4月1日現在(速報値)	平成25年4月1日現在	増減
	消防団員数	消防団員数	実数
1 北海道	25,845	26,023	▲178
2 青森	19,465	19,527	▲62
3 岩手	22,411	22,523	▲112
4 宮城	20,310	20,720	▲410
5 秋田	17,491	17,544	▲53
6 山形	25,590	25,726	▲136
7 福島	34,466	34,443	23
8 茨城	23,829	23,955	▲126
9 栃木	14,987	14,948	39
10 群馬	11,856	11,852	4
11 埼玉	14,277	14,292	▲15
12 千葉	26,557	26,814	▲257
13 東京	23,505	23,904	▲399
14 神奈川	17,994	18,086	▲92
15 新潟	38,499	38,720	▲221
16 富山	9,537	9,565	▲28
17 石川	5,317	5,344	▲27
18 福井	5,720	5,661	59
19 山梨	15,125	15,203	▲78
20 長野	35,375	35,704	▲329
21 岐阜	20,647	20,901	▲254
22 静岡	20,562	20,826	▲264
23 愛知	23,430	23,504	▲74
24 三重	13,900	13,872	28
25 滋賀	9,172	9,212	▲40
26 京都	17,941	18,196	▲255
27 大阪	10,482	10,508	▲26
28 兵庫	43,655	43,873	▲218
29 奈良	8,517	8,601	▲84
30 和歌山	11,876	11,976	▲100
31 鳥取	5,133	5,125	8
32 島根	12,409	12,527	▲118
33 岡山	28,726	28,725	1
34 広島	22,275	22,313	▲38
35 山口	13,365	13,408	▲43
36 徳島	10,975	11,021	▲46
37 香川	7,661	7,654	7
38 愛媛	20,544	20,620	▲76
39 高知	8,214	8,201	13
40 福岡	25,009	25,202	▲193
41 佐賀	19,367	19,374	▲7
42 長崎	20,201	20,428	▲227
43 熊本	34,574	34,417	157
44 大分	15,670	15,557	113
45 宮崎	15,008	15,079	▲71
46 鹿児島	15,490	15,541	▲51
47 沖縄	1,674	1,657	17
合計	864,633	868,872	▲4,239

※H25の数値は平成25年消防白書のもの

団員数は、864,633人となっており、昨年に比べ4,239人の減となっています。

一昨年が5,321人減であったので、減少幅は縮小しているものの、依然として減少傾向が続いております。

一方で、女性や地方公務員、日本郵政グループ、大学生等の新たな担い手が増加しています。

速報値の結果を基に、厳しい状況の中で団員数が相当数増加した17団体及び地方公務員、郵政関係の団員の増加が多いそれぞれ1団体の合計19消防団に対して、要請等に呼応した各消防団の取組への感謝の意を表するため、6月24日に総務大臣から感謝状を贈呈しました。

本年度は、昨年成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の実質的なスタートの年であるため、各地域においても、感謝状を贈呈した消防団の取組等を参考にしながら、消防団の充実強化のための更なる取組を行っていただきたいと考えております。



#### ◇感謝状贈呈団体（19団体）

##### 1 消防団員が相当数増加した消防団（17団体）

- 大郷町消防団（宮城県）
- 北秋田市消防団（秋田県）
- 桑折町消防団（福島県）
- 金山町消防団（福島県）
- 荻窪消防団（東京都）
- 大野市消防団（福井県）
- 山梨市消防団（山梨県）
- 甲斐市消防団（山梨県）
- 高島市消防団（滋賀県）
- 高梁市消防団（岡山県）
- 大洲市消防団（愛媛県）
- 長崎市消防団（長崎県）
- 熊本市消防団（熊本県）
- 人吉市消防団（熊本県）
- 宇城市消防団（熊本県）
- 中津市消防団（大分県）
- 綾町消防団（宮崎県）

##### 2 地方公務員の入団が特に多かった消防団（1団体）

- 佐賀市消防団（佐賀県）

##### 3 日本郵政グループ社員の入団が特に多かった消防団（1団体）

- 佐倉市消防団（千葉県）

### 3 公務員の消防団員との兼職に関する特例について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が昨年12月に議員立法により成立しました。同法第10条では、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられました。本規定については、消防団等充実強化法の公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとされ、平成26年6月13日に施行されたところです。

本規定の施行に当たり、国家公務員については、消防団員との兼職を認められた場合等における職務専念義務の免除について規定する、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号。以下「政令」という。）が制定されました。また、国家公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に関する手続について規定する、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成26年内閣官房令・総務省令第1号。以下「規則」という。）が制定され、これらは、消防団等充実強化法第10条の規定と併せて6月13日に施行されました。

#### ○ 国家公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除

##### 1 兼職に関する事項

(1) 消防団等充実強化法第10条第1項において、一般職の国家公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされています。職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなくなる場合を指しており、この場合を除き、兼職を認めるこ

ととしています。

(2) 消防団員としての活動時間を記入する必要がない簡素な様式を用いて請求することとしています。

(3) 非常勤職員又は臨時的職員が兼職する場合は、従来どおり、必要とされる手続はありません。

#### 2 職務専念義務の免除に関する事項

(1) 消防団等充実強化法第10条第3項において、職務専念義務の免除に関し、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものとされ、政令第2項において、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないとされています。公務の運営に支障がある場合とは、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求められる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が所属する組織の運営に支障がある場合を指しており、この場合を除き、職務専念義務の免除を承認することとしています。

(2) 職務専念義務の免除の承認を請求する場合は、現実に勤務時間を割く際に、規則に定める簡素な様式に、目安となる活動予定時間等を記入して請求することとしています。

#### ○ 地方公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除

地方公務員についても、国家公務員と同様、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、消防職員や非常参集要員である場合など、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされています。また、消防団等充実強化法の趣旨や国の動向を踏まえ、職員がより消防団へ加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して適切な対応が求められています。

消防庁においては、政省令の整備に加え、6月27日には、各府省事務次官あて「国家公務員の消防団への加入のお願いについて」を発出し、国家公務員の消防団への加入促進を図っているところです。また、職務専念義務を免除した勤務時間について、給与は減額されない取扱いとするなど、兼職する国家公務員が不利に扱われることがないように、様々な措置を講じています。

国家公務員だけでなく、地方公務員についても、昨年11月及び本年4月に発出された総務大臣書簡を踏まえ、公務員の消防団への加入促進、ひいては、地域防災力の

向上を一層推進していくことが望まれています。

消防庁では、消防団等充実強化法第10条の規定が適切に運用されるよう、公務員の消防団員との兼職の状況及び職務専念義務の免除の承認の状況等について、定期的にフォローアップを行い、消防団への加入を促進していきます。

消防地第61号  
平成26年6月27日

各府省事務次官 殿

消防庁長官  
(公印省略)

国家公務員の消防団への加入のお願いについて

昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、国家公務員の消防団員との兼職に関する特例が規定され、去る6月13日に施行されたところです。この特例においては、国家公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされたことに加え、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないとされ、いずれも簡素な様式により請求することとされたところであり、国家公務員の消防団への加入を容易にする環境整備がなされたところです。

総務省消防庁としても、消防行政の充実に関心を持ってまいりたいと考えておりますので、貴職におかれましては地域防災の充実強化のため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」等における国家公務員の消防団員との兼職に関する特例の趣旨を十分に御理解いただくとともに、貴府省の職員の消防団への加入について促進をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 4 日本消防協会定時評議員会における 消防庁長官挨拶

平成26年6月11日に開催されました日本消防協会定時評議員会において、大石利雄消防庁長官から以下のとおり挨拶がありました。



日本消防協会定時評議員会挨拶

消防庁長官 大石利雄

日本消防協会評議員会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。

日本消防協会の皆様方には、日頃から地域の安心と安全を守るため、御尽力頂いておりますこと、また、消防行政の推進に、御理解、御協力を頂いておりますことに深く感謝いたします。

今日、首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧されています。昨年は、夏に記録的豪雨が各地で発生し、10月には伊豆大島を台風26号が襲い多くの方が犠牲になりました。また、この冬は大雪により大きな被害もたらされ、春からは各地で林野火災が起きています。それぞれの災害現場で、消防団員の方々が大きな活躍をしています。国民の消防団に対する期待はますます大きくなっております。

昨年は、消防団120年、自治体消防65周年の記念の年でした。11月には、天皇、皇后両陛下の御臨席の下、盛大に記念式典が挙行されました。これを節目として、消防は新たな歩みをスタートさせました。

その後臨時国会で12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で成立しました。この法律の成立は東日本大震災を経験した消防関



係者の強い思いが結集された結果であり、特に日本消防協会の皆様の並々ならぬ熱意が実ったものです。この法律により、国、都道府県、市町村は、消防団の充実を図るために、必要な措置を講じる義務を負うことになりました。

消防庁では早速、12月に「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団の充実強化に取り組んでいます。

#### (消防団員の確保)

まず、消防団員の確保については、これまで機能別消防団員制度の創設や消防団協力事業所表示制度の導入など様々な施策を講じてきましたが、減少に歯止めがかかりません。

昨年11月には、総務大臣から各地方公共団体の首長あてに親展で書簡を発送し、消防団員の確保、特に地方公務員の加入促進をお願いしました。また、今年から消防団員数が相当数増加している等一定要件を満たした消防団に総務大臣の感謝状を授与することとし、2月に22消防団が贈呈を受けました。引き続き消防団員の加入促進を喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思います。

#### (団員の処遇改善)

次に消防団員の処遇については、退職報償金を政令改正により、一律5万円引き上げました。これは大きな処遇改善ですが、消防団員に対する報酬と出動手当は、多くの市町村において交付税措置額を大きく下回っていますので、昨年来、交付税措置を踏まえた予算になるように引き上げをお願いしています。報酬を払っていない団体が昨年4月の時点27ありましたが、26年度中には殆ど解消される見込みです。今後、報酬と出動手当の一層の改善を働きかけてまいります。

#### (消防団の装備と訓練の充実)

消防団の装備については、「装備の基準」を抜本的に改正し、トランシーバー、ライフジャケット等の装備の充実を図りました。これに対応して、装備に係る交付税措置を標準団体（人口10万人）で、1,000万円から1,600万円に大幅に拡充しました。

また団員の訓練についても、「訓練の基準」を改正し、今年度から現場指揮に当たる団員の消防学校における訓練時間を倍増することとしました。

こうした措置を踏まえて、今年度になって4月に改めて、総務大臣から市町村長、知事に対して、親展で消防団の充実について要請を行っています。今後、26年度当初予算で報酬・手当の引上げ措置がされていない団体、装備予算の充実が図られていない団体には補正予算での対応を要請してまいります。

今年は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の実質スタートの年です。消防庁では2月に消防審議会に、この法律を踏まえた施策の展開について諮問し、今月末には提言を頂く予定です。それを今後の消防団充実強化施策に着実に反映させていきます。

また、8月29日には、日本消防協会が中心となり、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催されます。各界各層の方々の御参加の下に、国民運動として消防団の活動を応援しようという大会です。消防庁は、これを全面的に支援してまいります。

消防庁は、今年を「消防団の飛躍の年」とするため、これまでに増して消防団充実強化施策に積極的に取り組んでまいります。皆様の御支援、御協力を宜しくお願いいたします。終わりに日本消防協会のますますの御発展と皆様の御健勝を祈念して御挨拶とします。

#### 問い合わせ先

②に関する問い合わせ  
消防庁地域防災室 山下  
TEL: 03-5253-7561

③に関する問い合わせ  
消防庁地域防災室 馬内  
TEL: 03-5253-7561

④に関する問い合わせ  
消防庁総務課 落合・福島  
TEL: 03-5253-7521